

平成31年度
女性活躍に向けた働き方改革サポート業務
企画提案仕様書

平成31年2月
札幌市経済観光局雇用推進部

1 業務名
平成 31 年度 女性活躍に向けた働き方改革サポート業務

2 業務委託期間
契約書に示す着手の日から 2020 年 3 月 31 日まで

3 事業概要

現在、札幌市を取り巻く雇用失業情勢は改善しているものの、生産年齢人口の減少から人手不足は深刻化しており、経済活力の維持のためには女性の活躍推進が必要不可欠である。

しかし、札幌市の人口に占める女性の割合は 20 政令市中で最も高い一方で、女性の有業率は政令市中 18 位と低位に留まっている。これらの背景には、女性を雇用する企業側の環境整備が十分でないことがあげられ、本市の調査でも、市内中小企業の約 5 割は女性活躍に向けた取組に着手できていない。

このような状況の中、女性社員が仕事と子育てを両立するためには、企業の理解と支援が不可欠であることから、女性社員及び管理職や職場の同僚に対してセミナーや出前講座を実施するとともに、女性活躍推進に向けた働き方改革ロールモデル作りを行い、市内企業へ広く波及させることで、結婚・出産後も女性が働き続けられる環境づくりを支援する。

なお、子育て中の女性が継続就労するためには、多様化する保育ニーズへの対応が必要であるが、多くの保育施設においては、保育士を十分に確保できておらず、約 4 割の認可保育施設は定員割れをおこしている。そのため、保育施設における保育士の確保に向けた人材定着・離職防止・運営体制の見直しを目的に子ども未来局と協力のうえ、施設長等向けに出前講座を実施することで、保育の受入枠確保による女性の仕事と子育ての両立を後押しする。

4 事業費

19,200 千円を限度とし、(108 分の 8 として計算した消費税及び地方消費税額を含む。) 契約金額は別途決定する。

この契約の締結後に、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合、変動後の税率の適用日以降における消費税額および地方消費税額は、変動後の税率により計算した額とし、改定契約にて対応する。

5 業務内容

(1) 企業向け集合セミナー

ア 参加対象者

札幌市内の事業所及び協同組合等の団体の管理職や人事・労務担当者等

イ 会場等

札幌文化芸術交流センタースカーツコートでの開催が望ましいが、手配する講師のスケジュール調整が難しい場合、下記を満たすホテル等を受託者の責任で確保すること。

また、会場使用料は受託者が支払うこととし、必要な照明、音響など各設備や準備物品についても受託者の責任と負担において確保すること。

- ・地下鉄大通駅や札幌駅付近など会場へのアクセスの利便性が高いこと
- ・市内企業の経営層や人事担当者等 100 名以上の集客が可能であること

ウ 回数

最低 1 回以上開催すること

エ 定員

1 回あたり 100 人以上とし、1 社につき 1 人程度の参加とする。

オ 受講料（参加料）

受講料は無料とする。

カ 内容

女性活躍推進に向けた男性の意識改革の取組みによって、人手不足解消や生産性向上など経営改善につながった中小企業の事例を紹介する等、女性活躍推進は中小企業にとって、喫緊かつ重要な経営戦略と意識できるような内容を盛り込むこと。

キ 講師の手配

女性活躍や働き方改革に特に関心のない層を呼び込むことのできる著名な講師を手配すること。

なお、働き方改革に成功した著名な中小企業の経営者等が望ましい。

また、必要なアシスタントを用意すること。

ク 本市経済観光局との連携について

本市経済観光局で実施する企業向けセミナー等を随時把握し、企業の状況に応じて、それらのセミナー等の案内を行うこと。

(2) 出前講座

ア 派遣対象

(ア) 派遣先事業所等

下記のいずれかを満たす事業所とする。

- a 札幌市内の事業所及び協同組合等の団体で、概ね 10 人以上の受講が見込まれる団体
- b 札幌市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所及び運営法人・企業等

(イ) 参加職員等

- a 派遣先事業所等が上記ア（ア） a の場合
 - ・管理職（人事・労務担当者）
 - ・従業員（女性社員及び男性社員）
- b 派遣先事業所等が上記ア（ア） b の場合
 - ・経営者、管理者、施設長、それに準ずる立場の者

イ 実施場所等

会場については、実施を希望する企業等が用意する（札幌市内）。

ただし、上記ア（ア） b の場合、会場確保・会場代負担は、子ども未来局と調整の上で決定する。

また、複数の認可保育所に広報する際は、子ども未来局から一般社団法人札幌市私立保育園連盟・一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会に依頼して行う。

ウ 実施時間及び回数

(ア) 1 回当たり午前 9 時から午後 8 時の間の 2 時間程度とする。

(イ) 最低 25 回以上開催すること。

なお、上記ア（イ） a を対象に最低 15 回以上、上記ア（イ） b を対象に最低 5 回以上は開催すること。

エ 受講料（参加費）

受講料は無料とする。

オ 内容

(ア) 派遣先事業所等が上記ア (ア) a の場合

- a 原則、管理職（人事・労務担当者）と従業員が合同で参加できるコースを基本としつつ、企業の実情、希望に応じて管理職（人事・労務担当者）向けのコース、従業員向けのコースも設けること。
- b 原則、男性と女性が合同で参加し、女性活躍のみならず、職場全体の働き方改革が進むような内容を基本とすること。
また、男性の意識改革を促す内容とりわけ男性の家事・育児参加を促すようなコースを設け、その中で、「両立支援等助成金」等、各助成金について紹介するなど、男性社員の育児休業取得が企業にとってもメリットがあることが伝わるような内容とすること。

(イ) 派遣先事業所等が上記ア (ア) b の場合

- a 保育士の就業継続・離職防止を図るための、人事管理や職場環境改善（新人育成、柔軟な働き方ができる勤務体制、職場内の相談体制の構築、メンタルヘルス、人間関係など）に関する内容とすること。
- b 業務改善にむけた I C T・外部委託などの導入を、「札幌市認可保育所等における I C T化推進事業補助金」の紹介・説明とともに推奨する内容とする。
- c 上記 a・b の他市・他園の事例など実例等を用いた研修を行う。

(ウ) 上記ア (ア) a・b 共通

- a 子どもを持つ女性社員等が働きやすい職場環境を整備するため、管理職・経営者や職場の同僚からの理解が促進されるようなカリキュラムを提供する。
- b 女性社員等にとって、結婚、出産後も働き続けることへの動機付けと不安解消を目的としたカリキュラムを提供する。
- c 事業所毎の課題等が解決できる内容となるよう、実施を希望する事業所等の担当者と事前に綿密な打ち合わせを行い、カリキュラム等の柔軟な検討、実施に配慮すること。
- d 同じ職場で勤務する多くの社員等に対し、同時に講義が行えるという、集合セミナーとは異なる利点を意識したカリキュラム設定に配慮する。
また、一方的な講義の形式ではなく、参加者同士が意見交換できる場を設けるなど工夫すること。
- e 妊娠中の女性にも配慮した進行、準備を行うこと。

カ 講師の手配

下記の要件を満たす講師及びアシスタントを手配すること。

なお、セミナーに男性の意識改革に向けた男性の視点を取り入れるため、男性講師も複数名確保すること。

(ア) 派遣先事業所等が上記ア (ア) b の場合

認可保育所等の運営などにおいて、業務改善等への工夫、I C T活用の実績や知識などを有する者（当該補助金等の説明については、札幌市子ども未来局支援制度担当部保育推進担当課と協議すること）。

(イ) 上記ア (ア) a・b 共通

- ・女性の産休・育休及び男性の育休取得及び復職に関して知識と理解、経験等があり、参加者の悩みや不安に寄り添った支援ができる者
- ・ファシリテーションに関する知識やスキルを有している者
- ・市内中小企業における女性が働く環境について熟知しており、企業のワークライフ・バランスの必要性を認識している者

(3) 女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルづくり

ア 本取組の概要

女性活躍推進に向けた企業の働き方改革支援に、札幌商工会議所と連携して取り組む。働き方改革を推進したい企業と社会保険労務士等の専門家をマッチングし、採用や定着など女性活躍に向けた社内の働き改革を進め、女性が働きやすい環境づくりを促進する。企業と士業の取組内容はロールモデル集として市内企業に広く波及させ、働き方改革に取り組む企業を増加させる。

イ 事前講座の開催

(ア) 参加対象企業

札幌市内に事業所のある、中小企業（常時使用する従業員の数が300名以下の会社及び個人）とすること。なお、従業員数については、応募時の聞き取り調査で差し支えない。

(イ) 実施日程及び実施場所等

下記に指定する日時で実施すること。

実施時間については、1回あたり150分程度とし、会場設営・撤去作業も下記時間内に終わらせること。

また、場所については札幌商工会議所7階第5会議室（95㎡）とし、会場使用料は無料とするが、日程や会場が変更となる場合がある旨留意すること。

- ・ 6月17日（月）13：00～17：00
- ・ 6月18日（火）13：00～17：00
- ・ 6月19日（水）13：00～17：00

(ウ) 定員

1回あたり30人以上とし、1社につき1人程度の参加とする。

(エ) 受講料（参加料）

受講料は無料とする。

(オ) 内容

下記（3）エの専門家の中から、専門家の種別ごとに各々が得意とするコンサルティング支援メニューを紹介するなど、内容については3回とも異なったものとする。

また、下記（3）オのときに派遣する専門家の紹介を行うほか、平成30年度本事業でロールモデルに取り組んだ企業が登壇し、企業の生の声を紹介する。

各回とも事前講座終了後に参加企業を対象とした個別相談会を実施すること。

なお、ロールモデル企業への登壇依頼は札幌市が行うこととするが、セミナー登壇に係る謝金（1時間あたり12,000円（税込））は、受託者が負担すること。

ウ 専門家派遣に参加する企業の募集及び対象企業の選考会

(ア) 参加対象企業

- a 札幌市内に事業所があり、中小企業（常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）を対象とする。
- b 上記（3）イに参加した企業からの応募が望ましいが、参加していなくても応募可とすること。

(イ) 定員

10社

(ウ) 募集期間

4月4週目から6月末までとする。

(エ) 広報について

参加企業募集のため、効果的な周知を行うこと。

周知にあたっては、A4版、両面カラーでリーフレットを作成し、20,000部

を4月4週目までに納品すること。

なお、札幌商工会議所が会員企業向け機関紙「さっぽろ経済」と併せて、会員企業へ送付するため、上記のうち19,000部は同所に納品すること。

(オ) 参加申込み

参加申込みは、下記a～fの記載及び書類の提出を必須とすること。

ただし、下記d～fについては選考会が開催されるときまでに提出すればよいものとする。

- a 企業情報（事業所名、担当者名、事業所所在地、連絡先、業種、男性と女性の比率、正社員とパート等の内訳がわかる従業員数）
- b 現在抱えている課題
- c 専門家派遣終了後に望む職場環境
- d 商業登記簿またはこれに類する書類
- e 定款またはこれに類する規約
- f 直近の市税の納税証明書（指名願用）

(カ) 専門家派遣の支援へ取り組む企業の選考会の実施

参加企業10社を選定するための選考会を実施すること。

なお、申込企業が10社未満の場合も選考会を実施し、下記(コ)に定める最低基準点を満たす企業を選定するものとする。

(キ) 選考会の開催時期

開催は7月下旬とすること。

(ク) 選考会の委員

5名程度。

メンバーについては札幌市が決定し、就任依頼は札幌市が行うこととする。

(ケ) 選考会資料の作成

7月2週目までに、受託者は申込企業の情報と専門家意見をまとめた資料を作成すること。

なお、申込企業の応募意欲などが伝わるように工夫すること。

(コ) 申込企業の選考基準

- a 選考は5段階の採点方式とし、採点表を作成すること。
なお、採点表は別添1と同内容であれば、この様式によらなくてもよい。
- b 委員5名の総合点の6割（120点）を最低基準点と定め、最低基準点以上の企業を選定する。
- c 採点表はその場で回収及び集計を行うこと。点数が高い順番に10社決定し、その場で発表すること。
なお、同点の企業がある場合は、様々な業種が参加するものとなるよう委員会での審議を行い、決定する。

エ 対象企業へ派遣する専門家

(ア) 派遣する専門家に必要な能力や実績

下記項目を全て満たす社会保険労務士や中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家。

- a 女性活躍に向けた働き方改革に、深い知見を有していること。
- b 働き方改革に向けた職場環境改善に取り組んだ経験があること。
- c 過去に女性活躍に向けた働き方改革に関するセミナーや研修の講師経験があり、集客が良好である者を含むこと。
- d 平成30年度に本事業に参加した専門家が含まれていることが望ましい。

(イ) 専門家の人数

- 男女の偏りがない様配慮し、5名以上確保すること。
- オ 働き方改革の専門家派遣による企業へのコンサルティング
- (ア) 企業に派遣する専門家の決定
選考会により決定した企業へ派遣する専門家については、受託者と専門家の間で協議し、札幌市から了承を得たうえで決定すること。
なお、1名につき2社以上受け持つことも差し支えない。
- (イ) 派遣決定
8月1週目までに派遣する専門家を決定すること。
- (ウ) 派遣期間
8月2週目～1月中旬までとすること。
- (エ) 派遣回数
毎月1回以上、総時間30時間以上企業へ訪問して支援すること。
なお、30時間に経営者、労務担当者からのヒアリングのみならず、従業員との面談、従業員向けの研修・アンケートを含むことも差し支えない。
- (オ) 派遣に要する費用
専門家派遣に要する費用は、専門家を受け入れた企業の負担とする。
ただし、1社あたりコンサルティング料の一部として、350,000円(税込)の実費弁償を受託者から受け取ることができることとする。
- (カ) 受託者による進捗状況の確認及び札幌市への報告
派遣期間中、受託者は各社へ派遣されている専門家から随時進捗状況を聞き取り、翌月第5稼働日までに前月分の実績を札幌市に報告すること。
なお、報告書の様式は受託者が提案すること。
- カ 専門家派遣による個別支援の検証会
- (ア) 委員構成
委員は、選考会と同じメンバーで構成すること。
- (イ) 開催時期
12月1週目とすること。
- (ウ) 開催場所
地下鉄大通駅や札幌駅付近など会場へのアクセスの利便性が高い場所を受託者の責任と負担で確保すること。
- (エ) 会場使用料
受託者が支払うこと。
また、検証会を開催するにあたり必要な照明、音響など各設備や準備物品については、受託者の責任と負担において確保すること。
- (オ) 内容
8月～11月までの支援状況について、専門家から委員へ報告し、12月以降の取組へ向けた意見等を募る。
なお、11月2週目までに、受託者は申込企業の支援状況をまとめ、受託者の考察を加えた資料を作成し、本市に提出すること。
作成する資料は受託者が提案することとし、写真を活用するなど参加企業の取組状況が伝わるように工夫すること。
検証会は公開で開催することを原則とし、報道機関向けの配布資料を委員用資料とは別に作成すること。
- (カ) 報告者
派遣している専門家から支援状況について報告を行うこと。
なお、原則、企業の担当者等が同席し、委員からの意見等を12月以降の取

組の参考とすること。

キ 改善モデルの事例報告会

(ア) 事例報告の内容

専門家と派遣先企業の担当者により取組内容の最終報告を行うこと。報告内容には下記項目を必ず盛り込むこと。

なお、報告会の中で、人手不足解消や生産性向上などをテーマとした講演会を盛り込むなど中小企業の参加を促すような内容とすること。

・会社概要（会社名、代表者氏名、住所、電話、従業員数（正社員、パート、男女）、創業、業種、売上規模）

- ・専門家の情報
- ・専門家と洗い出した課題
- ・取組過程
- ・取組後の変化

(イ) 開催日程

2月中旬までに実施すること。

(ウ) 定員

100人以上とし、1社につき1人程度の参加とする。

(エ) 開催場所

下記を満たすホテル等を受託者の責任と負担で確保すること。

- ・地下鉄大通駅や札幌駅付近など会場へのアクセスの利便性が高いこと。
- ・市内企業の経営層や人事担当者等100人以上の集客が可能であること。
- ・札幌商工会議所が行う人材確保支援事業に係る案内ブース等の設置が可能であること。

ク 専門家派遣による個別支援の改善モデル事例集の作成

(ア) レイアウト等

まとまりのある読みやすいレイアウトで作成し、わかりやすい用語を用いるほか、写真や図表等を活用するなど工夫すること。

また、平成30年度本事業でロールモデルに取り組んだ企業のうち、取組みがいつそう進んでいる企業2社を事例集で紹介すること。

なお、企業への連絡は札幌市が行うこととするが、企業からのヒアリングや原稿作成は受託者が行うこと。

(イ) 作成部数等

1,000部以上作成し、札幌商工会議所の会員企業をはじめ市内企業へ配布すること。

なお、上記のうち札幌市に200部、札幌商工会議所に300部納品すること。

ケ コンサルティング料の支払い

受託者は下記(11)エの1月分の報告書を札幌市へ提出し、報告内容についての上記の了承を得た後で、コンサルティング料350,000円を企業へ支払うこと。

なお、支払いは3月末日までに終えること。

コ その他

札幌市実施のワーク・ライフ・バランス plus 認証制度について、周知や認証企業の事例集への掲載依頼があった場合は、可能な範囲で協力すること。

(4) 専門家向け女性活躍に向けた働き方改革ロールモデル説明会

北海道社会保険労務士会、北海道行政書士会など市内の専門家が加入する各団体が会員向けに実施している研修などで上記(3)女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルづくりを周知する。

開催時期、開催回数などについては札幌市が各団体と調整することとするが、説明会に平成30年度本事業でロールモデルに取り組んだ企業が登壇する場合、企業への謝金（1時間あたり12,000円（税込））は受託者が負担すること。

ただし、開催回数は3回以内、登壇する企業による説明は1回あたり1時間以内とする。

また、会場は各団体が研修を行う場所とし、会場使用料は無料とする。

(5) 事業目標

事業全体の参加者が、延べ1,000人以上となるよう実施すること。

また、上記5（3）ウの選考会について、参加企業の目標を20社とする。

(6) リーフレット、テキスト等の作成

ア 上記5（1）～（4）のイベントやセミナー等において、内容及びカリキュラムに基づき、リーフレット、テキスト等を作成しすること。

イ テキスト等の作成に当たっては参加者が取り組みやすく、参加者の特性を踏まえたわかりやすい内容及び表現となるよう十分配慮すること。

ウ 成果物の著作権（原稿・データ）は、札幌市に帰属する。

なお、リーフレット、ポスターについては電子データで札幌市に納品すること。

また、事例集については下記のとおり3つの電子データで札幌市に納品すること。

- ・イラストレーターデータ（ファイルサイズ制限なし）

- ・PDFデータ【高解像度版】（ファイルサイズ制限なし）

- ・PDFデータ【低解像度版】（市HP掲載用。ファイルサイズ5MB以内）

(7) 参加者（企業等含）の募集と受付

ア イベントやセミナー等の参加者の募集は原則公募方式とし、受託者は参加者及び参加企業の募集及びそれに伴う申込みの受付等を行う。

なお、イベントやセミナーの内容によっては、当日参加等の手法も可とする。

イ 受託者は事業の問い合わせにも対応すること。

ウ 受託者は応募者が受講定員を超えた場合の選定方法についても十分考慮すること。

エ 申込方法については、参加希望者（企業等含む）が応募しやすい手続きとすること。

なお、全てのセミナーに関してウェブサイトからの申込み対応は必須とし、これに関する費用は受託者の負担とする。

(8) 広報

ア 受託者は募集に関するウェブサイト及び印刷物等の作成及び配布を行い、より多くの事業対象者に周知を図ること。

イ 受託者はウェブサイト等を活用し、事業対象者に対して本事業及びそれに関連する情報を発信すること。

ウ 受講者募集のための印刷物の作成に当たっては多くの市民及び多くの本事業対象者の目に付くよう工夫を図るとともに、「札幌市及び札幌商工会議所が主催する事業であること」及び「イベント及びセミナーの受講料は無料であること」を明記すること。

なお、ポスターのデザインについては、最大A2版程度とする。

エ 報道機関への情報提供を積極的に行うこととし、札幌市においても周知に協力する。

オ 札幌市は、「市ホームページ」、「札幌市就業サポートセンターホームページ」、イベント冊子「札幌市からのお知らせ」、「経済情報さっぽろ」等の札幌市広報媒

体への掲載について協力する。

また、受託者に各広報媒体の掲載原稿の校正を依頼することがあるので、その際は協力すること。

カ 成果物の著作権（印刷物・原稿・データ）は、札幌市に帰属する。

キ リーフレット作成や報告会開催等において、必要に応じて、北海道や北海道労働局等の関係団体へ後援依頼を行うこと。

なお、関係団体に後援等を依頼する場合、事前に札幌市と協議を行い、了承を得ること。

(9) アンケート調査

ア 受託者はアンケートを作成し、セミナー等開催ごとに調査を実施する。

なお、アンケート項目及び内容については、事前に札幌市と協議のうえ決定すること。

イ 受託者は、実施したアンケート調査の結果について、集計・分析を行うこと。

なお、集計・分析の項目等について、事前に札幌市と協議のうえ決定すること。

(10) 事業計画書の作成

受託者は、委託契約締結後、速やかに事業ごとの業務内容の詳細、業務項目ごとの実施スケジュールを含めた「事業計画書」を作成のうえ、札幌市に提出し承認を受けること。

(11) 事業の進捗状況等報告

ア 受託者は本事業に関わるセミナー講師の講師経歴書をセミナー開始の10日前までに札幌市へ提出し、承認を受けること。

イ 受託者はセミナー等で使用するテキスト等をセミナー開始の10日前までに札幌市へ提出し、承認を受けること。

ウ 受託者はセミナー等終了後一ヵ月ごとに実施結果について「月別実施報告書」を作成し、翌月5営業日を目途に札幌市へ報告すること。

ただし、3月分については平成32年3月31日までに札幌市へ報告すること。

なお、報告内容及びその書式については、受託者が提案すること。

エ 受託者は上記5（3）女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルづくりの進捗状況について、専門家から報告書を受領し、翌月5営業日を目途に札幌市へ提出すること。

なお、様式は受託者が作成すること。

オ 目標達成に向けての進捗状況について、定期報告すること。目標が達成できなかった場合はその理由を分析のうえ、報告すること。

カ 札幌市は、上記とは別に必要に応じて事業実施状況について、受託者に報告を求めることができる。

(12) 実施報告書の作成

受託者は、業務完了後、年間の「実施報告書」を作成し、平成32年3月31日までに書面及び電磁データで札幌市に提出すること。

(13) その他

本事業に関しては、国や北海道が実施する女性の活躍推進に関する各種支援事業と連携することが想定されるものであることから、連携する場合は札幌市と協議のうえ、関係部局との調整等に柔軟に対応すること。

6 委託金額の減額変更について

本事業の実施にあたって、参加者（申込者）がいないなどの理由により本事業のセミナー等を開催しなかった場合は、契約内容の変更及び委託料の変更（減額）を行う

ものとする。

減額する金額等は、下記のとおりとする。

- (1) 企業向け集合セミナー
セミナー開催回数が1回に満たなかった場合、1,384,000円（消費税含む）を委託料から減額する。
- (2) 出前講座
講座回数が25回に満たなかった場合、25回を下回った回数に181,400円（消費税含む）を乗じた金額を委託料から減額する。
- (3) 女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルの構築及び普及
派遣先企業が10社に満たなかった場合、10社を下回った社数にコンサルティング料378,000円（消費税含む）を乗じた金額を委託料から減額する。

7 企画提案事項

- (1) 以下のセミナー等の具体的な内容、定員、回数、特徴及び集客方法等を記載すること。
なお、ウ（イ）改善モデルの事例報告会については、報告会終了後に参加企業が専門家に相談できるような内容も併せて記載すること。
ア 企業向け集合セミナー
イ 出前講座
ウ 女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルづくり
（ア）事前講座
（イ）改善モデルの事例報告会
- (2) 以下のセミナー等の講師・専門家及び選定理由を記載すること。
また、ウの派遣する専門家については、企業1社あたりに派遣する専門家の人数や想定する専門家の組み合わせなど、派遣時の体制も併せて記載すること。
なお、企画提案書提出時に5名以上確保できていない場合、専門家確保に向けた具体的な方法及び想定する専門家を記載すること。
ア 企業向け集合セミナーの講師
イ 出前講座の講師
ウ 「女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルづくり」における派遣する専門家
- (3) 事例集について、以下の具体的な内容を記載すること
なお、事例集のサイズについて、札幌市と協議のうえ、決定すること。
ア 事例集のページ数
イ 事例集のポイント
ウ 事例集の誌面イメージ
- (4) 目標の設定
以下の目標参加者数を設定すること。
ア 事業全体の参加者数
イ 企業向け集合セミナー
ウ 出前講座
エ 女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルづくり
（ア）事前講座
（イ）改善モデルの事例報告会
- (5) 個別相談
本事業参加者が、セミナー等に参加した際に、個別に相談したい案件がある場合の、相談体制の有無について提案に明記すること。「有」の場合は、その体制につ

いて具体的に提案すること。

(6) 広報

上記7(4)目標を達成するための具体的な広報手法、回数及びそれを採用する理由など。

また、ロールモデルづくり参加企業10社確保については、連携する団体名など具体的に記載すること。

なお、以下のセミナー等について、リーフレット等の送付先も記載すること。

ア 企業向け集合セミナー

イ 出前講座

ウ 女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルづくり

(ア) 事前講座

(イ) 改善モデルの事例報告会

(7) 全体のスケジュール

1年間の流れが分かるように明示すること。

(8) 事業全体にかかわる運営体制

事業の責任者、運営スタッフ、専従の社員の人数及び他業務と兼務する社員の人数など

(9) 企画提案の概要

「企画提案様式5」の様式に基づき、本企画提案の概要を提出すること。

なお、本様式については、電子データ（エクセルファイル）でも併せて提出することとする。

(10) 実施に係る経費

事業実施に係る経費を提案すること。

(11) 類似事業の受託実績について

受託実績があれば、できるだけ具体的に明記すること。

(12) その他

本事業を効果的に実施するに当たって、独自の提案があれば積極的かつ自由に提案すること。

なお、本市が運営する各種事業と連携することが本事業の効果的、効率的な運営に資するものと考えられる場合には、その連携方法等に関して具体的に提案すること。

8 情報の管理について

受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守して事業を行うこと。

9 事業実施における前提条件

(1) 本事業を女性社員の実情やそれを取り巻く環境に沿った内容とするため、受託者は市民文化局男女共同参画室（男女共同参画センター含む）や子ども未来局など関係部署の実施している事業内容を踏まえたセミナー等とすること。

(2) 受託者は子育てと仕事の両立に関する情報を広く収集し、事業に反映させること。

(3) 受託者は本事業契約締結後、札幌市と協議する場を設け、それを踏まえたうえで具体的なセミナー等の事業内容とスケジュールを確定させること。

(4) 受託者は本事業契約締結後、本事業を女性社員の実情やそれを取り巻く環境に沿った内容とするため、札幌市（雇用推進部）の了承のもと、市民文化局男女共同参画室（男女共同参画センター含む）や子ども未来局など関係部署の方針や意見の把

握を行うとともに、実施している事業内容を踏まえたその内容を最大限セミナーへ反映すること。

なお、その反映内容は札幌市（雇用推進部）と協議のうえ決定すること。

- (5) 札幌市は、セミナー等の内容や講師の進め方が仕様書に沿ったものとなっていないまたは、事業の目的が達成されないと判断した場合において、セミナー内容等の変更や講師の交代を求めることがある。

その場合、受託者は誠意をもって対応しなければならない。

- (6) 札幌市が上記5（3）ロールモデルづくり参加企業を訪問するにあたっての調整等に協力すること。

10 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
(4) 業務に係る用品等は札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
(5) 業務に係る従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

11 その他

- (1) 受託者は本事業の実施に当たり、参加者から費用を徴収してはならない。
(2) 本業務により得られたデータ及び成果品は、札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
(3) 本業務の遂行に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、札幌市と受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、札幌市から協議の要請があった際は、速やかに協議に応じること。
(4) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
(5) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
(6) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合については、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に札幌市へ報告し対応を協議すること。
(7) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議のうえ決定する。
(8) 上記5（3）は札幌商工会議所との共催で実施するため、広報や事業の実施場所、事例集の配布等においては、協力しながら事業を進めていくこととなるが、札幌商工会議所と連絡を取る際は、原則札幌市を介して行うこととし、打ち合わせ等を行う際も、原則札幌市も参加のうえ行うこと。

12 本件に係る問い合わせ先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
担当：渡邊・小野寺（電話 211-2278）

女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルづくり 申込企業選考会 採点表

申し込み企業名

	採点項目	点数	配点	点数
①	【妥当性】 企業規模は妥当か。 (札幌市内の事業所で、従業員数50人以下の企業が望ましい。)	妥当である 5・4・3・2・1 妥当でない	×1	
②	【汎用性】 企業が抱える課題は、他の市内企業も抱えるような汎用的な課題か。	そうである 5・4・3・2・1 そうでない	×2	
③	【実現可能性】 企業が抱える課題に対して、解決の実現可能性は高いか。	高い 5・4・3・2・1 低い	×1	
④	【波及可能性】 市内中小企業へ波及可能性の高いロールモデルを作成できるか。	作成できる 5・4・3・2・1 作成できない	×2	

合計点

/30

審査委員氏名